

公 告 第 3 号

公 示 送 達 書

公 示

下記の書類は送達を受けるべき者の所在が不明であるから、地方税法第20条の2の規定により公告します。

この書類は当所において保管しておりますから、送達を受けるべき者の申出があればいつでも交付します。

令和8年9月30日

兵庫県但馬県民局長
(豊岡県税事務所)

記

書 類 の 根 拠 法 令	送達を受けるべき者の氏名	備 考
地方税法の規定によりその例によることとされている 国税徴収法第54条	飯塚運輸倉庫有限会社	
地方税法の規定によりその例によることとされている 国税徴収法第131条	飯塚運輸倉庫有限会社	